

## 1. 高齢者等の生活上の異変・虐待の兆候等

### ■通報の基準

- (1) 認知症が疑われる場合
  - ・不自然に1人で歩いているのを良くみかける。
  - ・ひどく服が汚れている。
  - ・買い物にお金を持ってこない。
  - ・話のつじつまが合わない。
- (2) 生活に異変が見られ安否が気遣われる場合
  - ・新聞、郵便物が数日(2~3日)分たまっている家
  - ・長期にわたり昼になっても灯りが消えない、あるいは暗くなっても灯りがつかない。
- (3) 虐待の恐れがある場合
  - ・家から怒鳴り声や悲鳴、物を投げつける音が長時間にわたって聞こえる。

### 【通報先】

高齢福祉課  
(地域包括支援センター)

43-9189 (直通)

### ■ご提供いただきたい情報

- ①住所、連絡先
- ②氏名(できるだけ)
- ③性別
- ④年齢(年代)
- ⑤お困りの様子等

### ■ご留意いただきたい事項

- (1) 認知症が疑われる場合
  - ・声をかける時は、後ろからは避け、前や横からゆっくり大きな声で声をかける。
  - ・問い詰めるような声かけはしない。
- (2) 生活に異変が見られ安否が気遣われる場合
  - ・倒れている姿を見つけても、むやみに家屋に入らない。
  - ・声をかけて反応がない場合は、一人で対応せず警察等へ連絡する。

## 2. 障がいのある方・子ども・その他の市民の生活上の異変・虐待の兆候等

### ■通報の基準

- (1) 生活に異変が見られ安否が気遣われる場合
  - ・新聞、郵便物が数日(2~3日)分たまっている家
  - ・長期にわたり昼になっても灯りが消えない、あるいは暗くなっても灯りがつかない。
- (2) 虐待の恐れがある場合
  - ・家から怒鳴り声、悲鳴、泣き声、物を投げつける音等が長時間にわたって聞こえる。
  - ・暗くなっても家に帰りがらない。
  - ・ひどく服が汚れている。

### ■ご提供いただきたい情報

- ①住所、連絡先
- ②氏名(できるだけ)
- ③性別
- ④年齢(年代)
- ⑤お困りの様子等



### 【通報先】

**障がいのある方について**  
障がい福祉課(自立支援 G)  
43-9343 (直通)

### 子どもについて

子育て支援課(家庭支援 G)  
43-9342 (直通)

### その他の市民について

健康増進課(成人保健 G)  
43-9184 (直通)

## 3. 高齢者等の消費者被害の兆候等

### ■通報の基準

- ・注文した覚えのない商品の送りつけトラブルにあっている方
- ・現金をレターパックや宅配便で送ろうとするなど、詐欺的トラブルにあっている疑いのある方

### ■ご提供いただきたい情報

- ①住所、連絡先
- ②氏名(できるだけ)
- ③性別
- ④年齢(年代)
- ⑤お困りの様子等

### 【通報先】

商工政策課  
(消費生活センター)

43-9216 (直通)

### ■ご留意いただきたい事項

情報提供の際は、ご本人の了解を得てください。

地域の安心・安全見守り事業

# 通報マニュアル



八戸市

## どこに連絡するかの判断が難しい場合

## ■通報の基準

対象者や施設等の状況により、「市役所のどこに連絡すればよいか」の判断が難しい場合は、右記まで御連絡ください。

## ■ご提供いただきたい情報

基本的には、本マニュアルに掲載している項目に沿ってお伺いしますが、内容によっては、より詳しい状況をお聞きする場合があります。

## 【通報先】

福祉政策課  
(福祉政策グループ)

43-9258 (直通)



地域の安心・安全見守り事業  
通報マニュアル

平成 26 年 10 月作成  
八戸市 福祉政策課

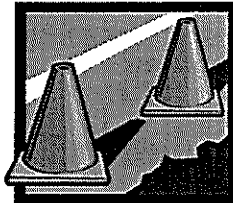
## 4. 市内の市が管理する道路、道路付属物の異常

## ■通報の基準

- (1) 路面の穴・陥没を発見した場合
- ・自動車のタイヤがパンクする恐れのある穴
  - ・路面下空洞による陥没
  - ・その他、自動車事故等の恐れのある破損等
- (2) 道路付属物（側溝、ガードレール、道路標識等）の異常を発見した場合
- ・側溝本体及び蓋の破損
  - ・街路樹等が通行の支障となっている場合
  - ・その他、道路付属物の破損等

## ■ご提供いただきたい情報

- ①破損箇所（住所、目標物）
- ②発見日時
- ③破損箇所の大きさ、深さ等



## 【通報先】

道路維持課  
(管理グループ)

43-9117 (直通)

## ■ご留意いただきたい事項

事故に繋がる恐れがあると思われる異常は、すみやかにお知らせください。

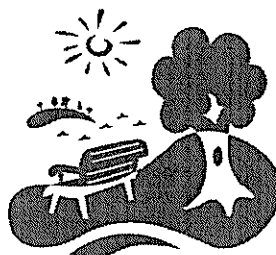
## 5. 市内の公園における施設等の異常及び危険行為

## ■通報の基準

- (1) 公園施設の破損、倒木等を見つけた場合
- ・フェンスが倒れている、あるいは歪んでいる。
  - ・東屋の屋根が壊れている。
  - ・公園内の木が倒れている。
- (2) 公園内での危険行為を見つけた場合
- ・火遊びをしている。
  - ・落書きをしている。
  - ・バイク等を乗り回している。
- (3) 公園内で不審者等を見つけた場合

## ■ご提供いただきたい情報

- ①公園名
- ②発見日時
- ③施設がどのようになっているか、又はどんな危険行為をしているか。



## 【通報先】

公園緑地課  
(管理緑化グループ)

43-9141 (直通)